10月5日からマイナンバー制度がスタートします

マイナンバー制度とは？

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付して、社会保障や税、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナちゃん

■世帯ごとに通知カードが届きます

マイナンバー（個人番号）は10月中旬から11月にかけて、簡易書留で住民登録地に届きます。届いたら必ず中の書類を確認してください。同封している個人番号カード申請書で申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードが交付されます。

なお、マイナンバーの通知は、現在の住民登録地に送付されます。住民票と居住地が異なる場合は、受け取りができないことがあります。

※11月末頃までに届かない方は、市役所市民窓口課までお問い合わせください。

【通知カード見本・表面】

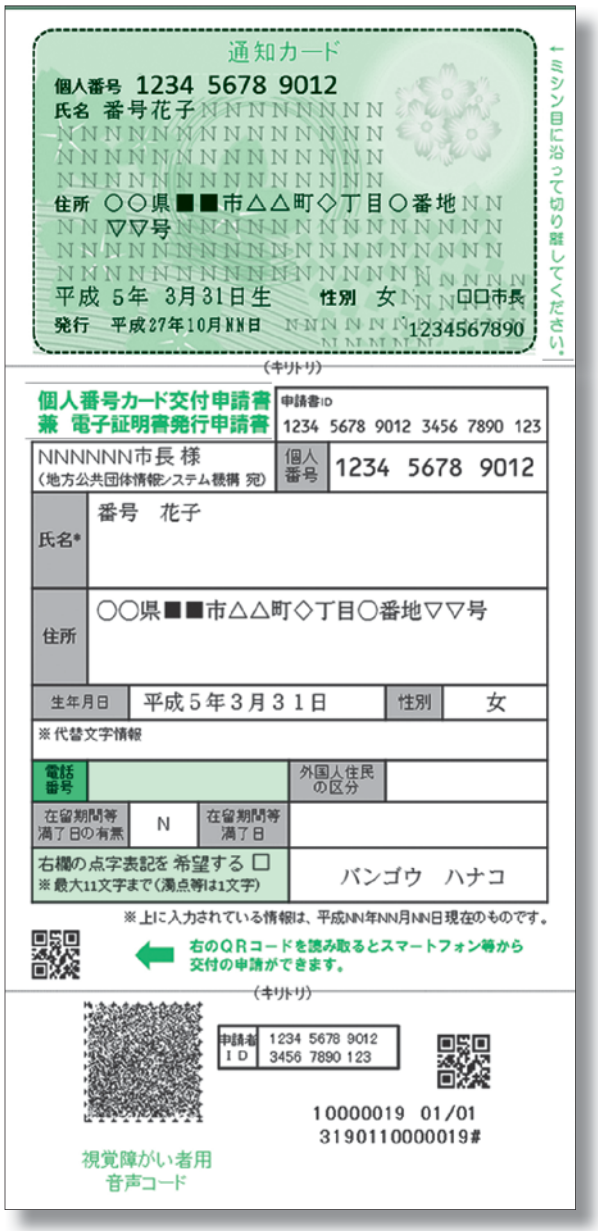

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成 5年 3月31日生　性別 女　○○市長

発行 平成27年10月NN日　1234567890

←ミシン目に沿って切り離してください。

（キリトリ）

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

NNNNNN市長 様（地方公共団体情報システム機構 宛）

個人番号 1234 5678 9012

氏名* 番号 花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成５年３月３１日　性別 女

※代替文字情報

電話番号　外国人住民の区分

在留期間等満了日の有無 N　在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する □
※最大11文字まで（濁点等は1文字）　バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

（キリトリ）

申請者ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用音声コード

裏面へ続く

■送られてくる書類

①通知カード（右図）
②個人番号カードの申請書
③申請用の返信用封筒
④マイナンバーについての説明書類

■申請の方法

「個人番号カード」を申請するには次の３つの方法があります。各申請方法の詳細は、裏面をご覧ください。

⑴市役所で申請する（窓口申請）
⑵同封されている返信用封筒で申請する（郵送による申請）
⑶スマートフォンなどを利用し、ＷＥＢサイトで申請する（ＷＥＢ申請）

■マイナンバー制度のお問い合わせは

コールセンター（全国ナビダイヤル） 0570 - 20 - 0178（マイナンバー）

【受付時間】平日午前９時30分～午後５時30分（土、日、祝日、年末年始を除く）※ナビダイヤルは通話料がかかります。